

第10回 神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議 会議録（抜粋）

(飯國委員の意見発表)

日 時 令和4年3月24日（木）

16:00～17:30

場 所 県出雲合同庁舎702

それでは、意見発表をお願いいたします。

○飯國委員 先ほど御紹介をいただきました神戸川再生推進会議の飯國といいます。今日は、この調整会議に発言の機会を設けていただきましてありがとうございました。制限時間もあるようですので、私のほうからは簡潔にお話をさせていただきたいというふうに思っております。それで、1枚物のA3のものをお配りしておりますけれども、少し歴史をたどって、この神戸川の分水問題についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

昭和29年に神戸川の電源開発の許可が下りてから30年がたったときに、58年に免許の更新が来るわけですけども、その前の段階で、57年の5月、県議会のほうへ、いろんな問題が発生したということで、善処をお願いをしたという経過がございます。県議会のほうでは、それを審議をいただいて趣旨採択になったということでございまして、そこにありますように、来島ダムから潮発電所へ発電用として使用されている水資源については、58年3月31日の許可期限をもって終了いうふうなことがきっと県議会で採択をされたという一つの節目があっております。これは、それだけこの30年間に下流の流域住民、あるいは漁業者、もちろん方が非常に不便を感じたり被害を被ったということを県民の代表の議員の皆さん方が認めていただいたということでございました。だけども、そこにありますように、水利の使用期限は、最終的には、16年後の平成11年に許可の期限が延長されたと。中電さんが申請をされてから16年後に、審査期間があったんでしようけども、こういった格好で許可が延長されたということでございました。

それから、もう一つ、その2番目ですけれども、また30年間、平成25年まで許可が伸びたんですけども、その30年間にもいろいろな問題が発生したという経過がございます。詳しくは申し上げませんけれども、そこにありますように、2万7,000名の流域住民の署名を集めて、ぜひ2回目のときは水を返していただこうという運動をしたという経過がございます。そうしたこともなかなか通りませんで今日に至っておりますけれど

も、要は、下流の住民がいろいろと不利益を被ったんだけども、それがなかなか解決をしていただけないと、古い問題でありながら、今日まで続いているよということをきちっと御理解をいただきたいなというふうに思っております。

3番目に行きますけども、そういう経過を踏まえて、先ほど話がありましたように、平成29年の3月に新たな確認書が締結をされて、今までいろいろな議論をさせていただいております。私も神戸川の環境に関する協議会の委員として参加をさせていただいておりまして、いろんな意見はその中で申し上げておりますけども、その内容については、また後ほど飯野先生のほうからお話があると思いますので私のほうからは申し上げませんが、大きな3番の4にありますように、平成29年の10月に出雲市長さんからは非常に力強いお言葉をいただいております。真ん中どこにありますように、本市は、出雲市は、神戸川の河川環境の維持・保全を考える上では分水は好ましいものではないというふうな考えに立って、15項目の提案をしていただいております。そのことは皆さん方のお手元の中にも資料があると思いますけども、そういったことを踏まえて、協議会の中でもいろんな議論を闘わせておりますけれども、なかなか、それぞれの意見がございますので、今まで具体的な進展はないということだと私は思っております。

ただ、1番、2番の歴史を見ていただきますと、昔の言葉で言えば、直訴、議会のほうですけども、お上のほうへ直訴をしたと、だけども、なかなか取り上げていただけなかつた。2番目にありますように、署名活動。言ってみれば、水を返してくださいと一揆を起こしたんだけども、これもなかなか認められなかつたというふうな我々は思っております。そういうことが今後永久に続くということは許されないというふうに思っておりますし、最後にありますけれども、調整会議に対する要望書ということで書いておりますように、約束にありましたように、モニタリング調査はきちんと県のほうでやっていただきたいというふうに思っております。中電さんが協議会の中でもいろいろと調査をされたという報告はいただいておりますけれども、それは、ダムの中であったり、堰堤のすぐ下のほうであったり、あるいは、窪田発電所とか乙立発電所の部分的な減水区間、2キロか3キロの間の生物調査等しかやっておられませんので、私らとしては、上流から下流まで全線にわたって、じゃあ、今の神戸川の状況はどうなってるかというふうなことをつぶさに調査をいただくということが今回のお願いの趣旨でございます。

言ってみれば、70年間近く分水をやってこられたわけですけども、その影響がどういったことで起きているかいうことがまず土台としてないと、令和9年までの向こう5年間

の議論が成り立たないと。今までどおりまた水かけ論をするようなことになりますので、やはりきっちとしたデータを出していただいて、科学的な知見に基づいて調査をしていただい、それから議論をしていくということが必要ではないかと思います。やはりデータがないと、皆さん方それぞれの立場で意見をおっしゃいますので、議論がかみ合いません。今までもそうでした。ですから、第三者の方がきっとやっていただくということをお願いしたいと思います。

特にお願いしたいのは、確認書でモニタリング調査をやることになってますけども、このモニタリング調査が実績づくりであってはならないというふうに思ってます。というのは、やったこと、要するに、出雲弁で言えば、やったことにしようかというふうなことではいけません。きっと予算をかけてやっていただきたいなというふうに思っておられます。と申しますのは、この電源開発をするときに、昭和25年、6年、7年、3年間かけて、京都大学の先生とか、それから建設省の研究センターの先生とか、そういういった方が調査をされております。そういういたときに県がされておるわけですけども、最初の勢いが県のほうでも少しなくなつたんじゃないかなというふうに私は感じておりますので、やはり、きっと県の責任においてかなりの予算を取ってやっていただくということが私どものお願いでございますし、それから、今後5年間かけて議論をする土台になるというふうに思っておりますので、ぜひ委員の皆さん方に御賢察をいただきたいなというふうに思っています。以上でございます。

○大谷課長 飯國委員、意見発表ありがとうございました。それでは、傍聴席への移動をお願いします。

以上で意見発表を終了いたします。